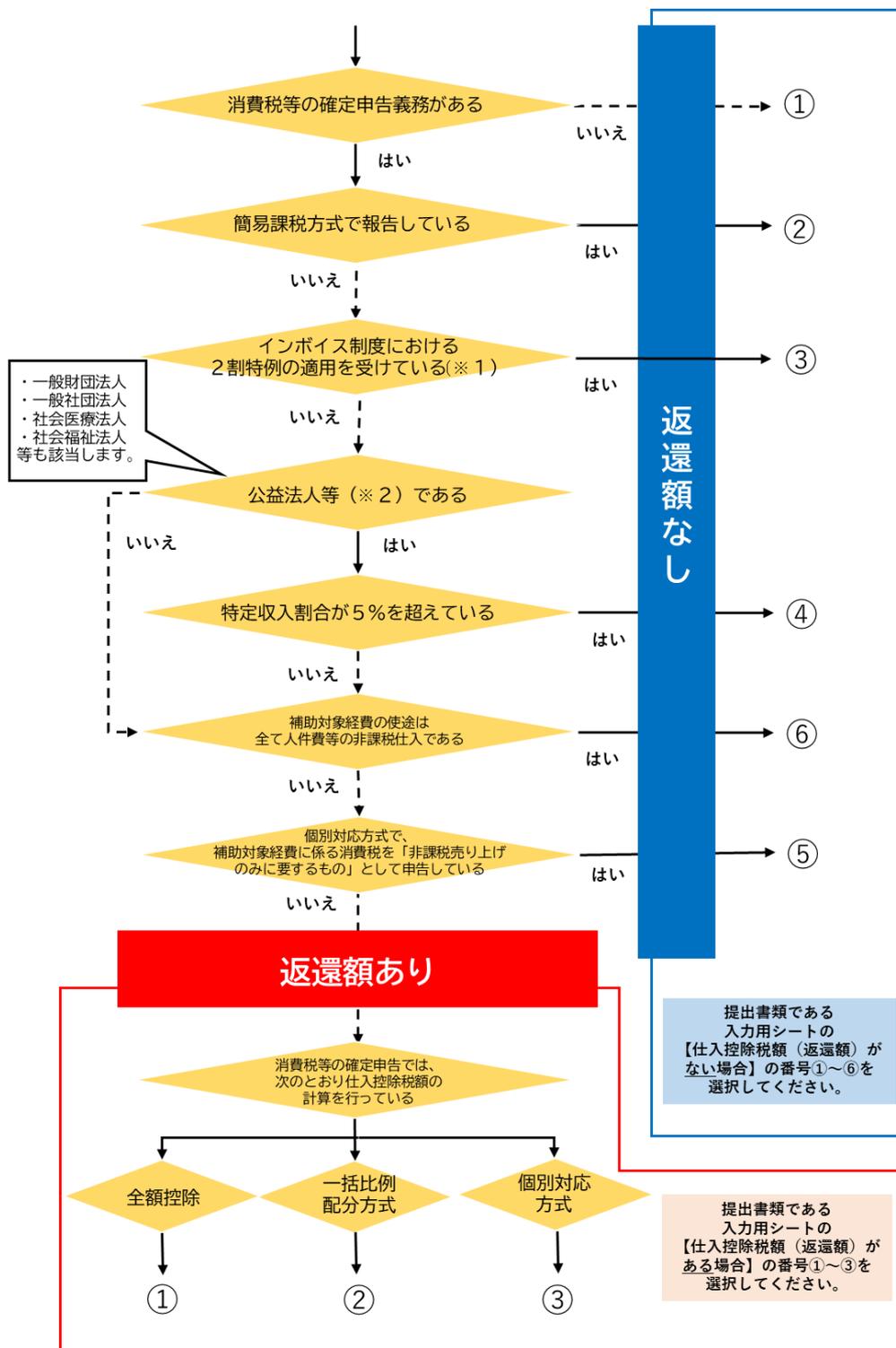


2 消費税等の仕入控除税額（返還額）の有無について

以下は、消費税等の仕入控除税額（返還額）の有無を示したフローチャートです。

提出書類である仕入控除税額報告書を作成する際、該当する番号（返還額なし①～⑥、または返還額あり①～③）の記載が必要です。必ず確認してください。



※1 インボイス制度における2割特例について、詳しくは下記国税庁ホームページを確認してください。

(国税庁 HP) <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm>

※2 公益法人等には、一般財団法人、一般社団法人、社会医療法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が含まれます。

詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

※3 選択肢に対する回答が不明な場合、消費税等の確定申告を行った税務署等に相談してください。